

日本 IBM 定年後再雇用賃金差別事件の公正判決を求める要請書

改正高年齢者雇用安定法に基づいて作られた日本 IBM の再雇用制度である「シニア契約社員」制度には大きな問題があります。給与が低すぎ、月額17万円しかありません。賞与もありません。手当もありません。厚生年金が出ない中でこれではとても生活できず、退職金を取り崩して生活せざるを得ません。老後2000万円の蓄えを用意するなど、とても無理です。

シニア契約社員制度の問題点

1. 現役時代に比べ約2割の収入に激減

シニア契約社員になっても定年前と同じ仕事を継続し、今いる正社員と一緒に仕事をしています。それにもかかわらず、定年前に比べ約2割の収入に激減します。賞与も手当も無くなります。

2. 団体交渉でパート有期雇用労働法に基づく説明を求めても回答なし

シニア契約社員の劣悪な労働条件について、パート有期雇用労働法に基づく説明と交渉を求めても会社は誠実に回答しません。

3. 事実上の50歳代社員へのリストラ手法として機能

シニア契約社員の労働条件があまりにも低すぎるため、定年後は他の会社に転職する道を考え、50歳代半ばで転職する者がほとんどです。つまり50歳代の社員に対する事実上のリストラ手法として機能しており、安定した雇用の確保を目的とする改正高年齢者雇用安定法の主旨からも外れています。

貴裁判所におかれましては、憲法、労働法、判例法理の原点に立ち、労働者の基本的人権と生活、雇用をまもるため、公正な判決を下されるよう、強く要請いたします。

年 月 日

団体名または個人署名

所在地または住所

団体の場合は代表者名

印